

自己評価報告書

平成 23 年 5 月 12 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2012

課題番号：20530021

研究課題名（和文）M&A および企業組織再編取引の複雑化に対応した課税のあり方に関する研究

研究課題名（英文）Study on taxing rules for complicated M & A transactions including corporate reorganizations

研究代表者

渡辺 徹也（WATANABE TETSUYA）

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：10273393

研究分野：租税法

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：法人税法 M&A ビジネス・ロー 組織再編税制 結合企業税制

1. 研究計画の概要

(1) 会社法の改正を受けて可能となった M&A 等の法人取得取引や法人組織再編取引さらには買収防衛取引に関しては、整合性を持った中立的な課税制度の構築が必要であると思われる。その中で、特に本研究は、類似の経済的結果に到達するために、以前にも増して複数の取引方法が認められるようになった現状に鑑みて、取引形態の違いにもかかわらず、中立的な課税を担保するための方法について考察し、一定の結論に到達することを目的とする。

(2) 具体的には、現行法の解釈によって出てくる結果が中立的であるかどうかをまず検討し、もしそれで妥当といえる結論が得られなかった場合、立法論にまでを展開する。

2. 研究の進捗状況

(1) 本研究では、複雑化した M & A 取引に対応できるような税制を考えるにあたり、組織再編成を中心に検討を進めてきた。個別적으로는、文献購読、アメリカ法を中心としたデータ・ベースによる資料収集、国内外の法律事務所、会計事務所および中央官庁の訪問とそこでの専門家との意見交換、アメリカにお

けるロー・スクールの教授等へのインタビュー、そして、ある程度考えがまとまった段階での研究報告等を通して、結果として、研究論文 6 件、学会等での発表 4 件（うち外国におけるもの 3 件）、図書 4 件の研究成果を公表した。

(2) 具体的には、まず、シャープ勧告とアメリカを参照しつつ法実現主義に関する検討を行った。そこでは、わが国にも実現という概念を導入することで、これまで問題となっていた譲渡であるかどうかという議論が整理できる可能性を示唆した。続いて、日米の組織再編税制における適格要件の比較をした。アメリカ法には、（日本にはある）事業関連性要件、事業規模要件および役員引継要件が存在しないが、そのことの示す意味について、立法論的な考察を行った。特に、三角合併については、事業関連性要件の存在意義が問われるように思えた。また、100%株式保有というグループ要件が、日本法の特徴であることを指摘したが、それは平成 22 年度改正におけるグループ法人税制到来を予測することにつながった。さらに、アメリカ法との比較に関しては、非適格資産(boot)に関

する税制のあり方についても検討を行い、2010年度および2011年度のオバマ政権における改正提案に示唆を求めた。

3. 現在までの達成度

おおむね順調に進展している。

(理由)

前述の文献購読、データ・ベースによる資料収集、専門家との意見交換、インタビューはどれも当初の計画通りに進んでいる。ただし、平成22年度改正によって導入されたグループ法人税制については、本研究の計画立案時には存在しなかった制度であり、今後の検討課題に含める必要があると考える。

4. 今後の研究の推進方策

研究計画はおおむね順調に進展しているため大きな変更は考えていないが、上述のように、今後は、グループ法人税制の検討を対象に含める必要がある。また、国境を越えた取引の増大とその重要性に鑑みて、国際税法に関するリサーチに少し重点を置く必要性があるかもしれないと感じている。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

Tetsuya Watanabe, The Concept of Qualified Reorganization in Japan, Public Policy Review 査読有、Vol.5 No.1、2009年、pp. 139-150

渡辺徹也、三角型組織再編成と課税、租税研究、査読無、709号、2008年、92-112頁

渡辺徹也、アメリカの源泉徴収に関する制度、税研、査読無、153号、2010年、46-54頁

渡辺徹也、税法における負債と株式の相対化および多様化に関する覚書、税法学、査読有、563号、2010年 429-439頁

[学会発表](計4件)

Tetsuya Watanabe, Tax-Free Treatment for Corporate

Reorganizations in Japan,
Asian Law Institute Seminar,
2009年1月30日、
National University of Singapore

Tetsuya Watanabe,

The Recent Developments in Corporate Tax Law in Japan Especially for Corporate Reorganizations (comparing to US Tax Law), NYU International Tax Program Luncheon Lecture,

2009年11月20日、
New York University, Law School, USA

[図書](計4件)

渡辺徹也(共著)、有斐閣、ベーシック税法(第4版)(「企業への所得課税」を担当)、2009年、171-274頁

渡辺徹也(共著)、有斐閣、租税法の発展「米国組織再編税制における非適格資産への課税に関する覚書 歳入法典356条(a)(2)に関するオバマ改正提案を中心に」を担当、2010年、748-768頁